

第39期 中間決算公告

青森市勝田一丁目3番1号
株式会社みちのく銀行
取締役頭取 杉本 康雄

中間貸借対照表

(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	33,521	預 け 金	1,761,872
コ ー ル ロ ー ン	114,833	借 用 金	2,520
買 入 金 銭 債 権	5,723	外 国 為 替	4
商 品 有 価 証 券	190	社 債	25,000
金 銭 の 信 託	20,048	そ の 他 負 債	45,008
有 価 証 券	412,519	未 払 法 人 税 等	109
貸 出 金	1,238,344	リ ー ス 債 務	1,057
外 国 為 替	1,059	資 産 除 去 債 務	344
そ の 他 資 産	84,493	そ の 他 の 負 債	43,497
有 形 固 定 資 産	13,230	賞 与 引 当 金	913
無 形 固 定 資 産	2,362	退 職 給 付 引 当 金	9,410
繰 延 税 金 資 産	12,547	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	673
支 払 承 諾 見 返	11,189	偶 発 損 失 引 当 金	276
貸 倒 引 当 金	△ 26,324	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	851
		支 払 承 諾	11,189
		負 債 の 部 合 計	1,857,719
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	34,167
		資 本 剰 余 金	29,772
		資 本 準 備 金	19,167
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10,604
		利 益 剰 余 金	4,731
		利 益 準 備 金	204
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,527
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,527
		自 己 株 式	△ 2,699
		株 主 資 本 合 計	65,972
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	233
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 483
		土 地 再 評 価 差 額 金	284
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	34
		新 株 予 約 権	13
		純 資 産 の 部 合 計	66,020
資 産 の 部 合 計	1,923,739	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,923,739

中間損益計算書

(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	22,450
資金運用収益	16,087
(うち貸出金利息)	(12,941)
(うち有価証券利息配当金)	(3,060)
役務取引等収益	2,631
その他業務収益	3,554
その他経常収益	177
経常費用	20,890
資金調達費用	1,826
(うち預金利息)	(1,342)
役務取引等費用	1,899
その他業務費用	3,544
営業経費	12,362
その他経常費用	1,256
経常利益	1,560
特別利益	220
特別損失	247
税引前中間純利益	1,534
法人税、住民税及び事業税	20
法人税等調整額	381
法人税等合計	402
中間純利益	1,131

中間株主資本等変動計算書
(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	34,167
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	34,167
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	19,167
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	19,167
その他資本剰余金	
前期末残高	10,605
当中間期変動額	
自己株式の処分	△0
当中間期変動額合計	△0
当中間期末残高	10,604
資本剰余金合計	
前期末残高	29,773
当中間期変動額	
自己株式の処分	△0
当中間期変動額合計	△0
当中間期末残高	29,772
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	85
当中間期変動額	
利益準備金の積立	118
当中間期変動額合計	118
当中間期末残高	204
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	4,109
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 592
利益準備金の積立	△ 118
中間純利益	1,131
土地再評価差額金の取崩	△ 3
当中間期変動額合計	417
当中間期末残高	4,527
利益剰余金合計	
前期末残高	4,195
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 592
利益準備金の積立	-
中間純利益	1,131
土地再評価差額金の取崩	△ 3
当中間期変動額合計	535
当中間期末残高	4,731

(単位：百万円)

科 目	金 額
自己株式	
前期末残高	△ 2,695
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	1
当中間期変動額合計	△ 4
当中間期末残高	△ 2,699
株主資本合計	
前期末残高	65,441
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 592
中間純利益	1,131
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	△ 3
当中間期変動額合計	531
当中間期末残高	65,972
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,020
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 787
当中間期変動額合計	△ 787
当中間期末残高	233
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 205
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 277
当中間期変動額合計	△ 277
当中間期末残高	△ 483
土地再評価差額金	
前期末残高	280
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	3
当中間期変動額合計	3
当中間期末残高	284
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,095
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,064
当中間期変動額合計	△ 1,061
当中間期末残高	34
新株予約権	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13
当中間期変動額合計	13
当中間期末残高	13
純資産合計	
前期末残高	66,537
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 592
中間純利益	1,131
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 1,051
当中間期変動額合計	△ 516
当中間期末残高	66,020

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～ 50年
その他	2年～ 20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及びおり、その金額は18,015百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 32,929 百万円

現金 32 百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,121 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 52,398百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 475百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、203,876百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 201,576百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 15,365 百万円
 12. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,520百万円であります。
 13. 社債は、劣後特約付社債 25,000百万円であります。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,765百万円であります。
 15. 1株当たりの純資産額 322 円 50銭
 16. 銀行法施行規則第19条の2第3項(ロ)(10)に規定する単体自己資本比率 12.47%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 639百万円及び株式等償却 399百万円を含んでおります。
 2. 1株当たり中間純利益金額 7 円 93銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4 円 58銭

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,210	29	3	8,235	(注)
A種優先株式	—	—	—	—	
合計	8,210	29	3	8,235	

(注) 普通株式の自己株式の増加 29千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少 3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,645	2,690	45
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,120	1,118	△ 1
合計		3,765	3,809	44

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,431

(注) 子会社・子法人等株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価及び差額は記載しておりません。

3. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,787	2,416	370
	債券	222,591	218,292	4,298
	国債	113,686	112,430	1,255
	地方債	60,010	57,957	2,053
	社債	48,894	47,904	989
	その他	13,412	13,032	379
	小計	238,790	233,741	5,049
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,877	7,735	△ 1,858
	債券	145,454	145,466	△ 12
	国債	144,977	144,989	△ 12
	地方債	-	-	-
	社債	477	477	△ 0
	その他	15,911	18,733	△ 2,822
小計	167,243	171,936	△ 4,693	
合計		406,034	405,677	356

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,544
その他	709
合計	3,253

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、397百万円(うち株式 397百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,927 百万円
税務上の繰越欠損金	8,976
退職給付引当金	3,804
その他有価証券評価差額金	1,900
有価証券償却	1,428
固定資産の減損損失	513
賞与引当金	369
減価償却費	357
繰延ヘッジ損益	328
睡眠預金払戻損失引当金	272
資産除去債務	139
のれん償却	72
未払事業税	35
その他	568
繰延税金資産小計	32,695
評価性引当額	△ 18,086
繰延税金資産合計	14,608
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,015
その他	△ 45
繰延税金負債合計	△ 2,060
繰延税金資産の純額	12,547 百万円

重要な後発事象

(劣後特約付社債の発行)

当行は、平成22年11月9日に劣後特約付社債5,000百万円を発行しております。劣後特約付社債の概要は下記のとおりであります。

(1) 社債の種類

第3回劣後特約付社債

(2) 発行価額

額面 100円につき 100円

(3) 発行総額

5,000百万円

(4) 利率

平成22年11月10日から平成27年11月9日まで 年1.83%

平成27年11月10日以降 6ヶ月ユーロ円Libor+2.78%

(5) 償還方法

期日一括返済

(6) 償還期限

平成32年11月9日。ただし、平成27年11月29日以降に到来する利払期日に、金融庁の承認を得たうえで期限前償還することができる。

(7) 担保の内容

該当ありません。

(8) 資金の用途

貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。

(劣後特約付社債の繰上償還)

当行は、平成22年11月12日開催の取締役会において、金利ステップアップ期限が到来する劣後特約付社債15,000百万円を期限前繰上償還することを決議いたしました。

(1) 償還する社債の種類・銘柄・償還額

第1回劣後特約付社債(平成17年12月22日発行)

総額 15,000百万円

額面 100円につき 100円

(2) 償還の方法・時期・償還資金

期限前繰上償還(平成22年12月22日)

自己資金による

劣後特約付社債の繰上償還による財務諸表への影響は、軽微であります。

中間連結貸借対照表

(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	33,521	預 金	1,754,201
コールローン及び買入手形	114,833	借 用 金	2,000
買 入 金 銭 債 権	7,159	外 国 為 替	4
商 品 有 価 証 券	190	社 債	25,000
金 銭 の 信 託	20,048	そ の 他 負 債	49,391
有 価 証 券	410,088	賞 与 引 当 金	925
貸 出 金	1,239,986	退 職 給 付 引 当 金	9,411
外 国 為 替	1,059	睡眠預金払戻損失引当金	673
そ の 他 資 産	84,596	偶 発 損 失 引 当 金	276
有 形 固 定 資 産	13,233	利 息 返 還 損 失 引 当 金	75
無 形 固 定 資 産	2,378	繰 延 税 金 負 債	130
繰 延 税 金 資 産	12,679	再評価に係る繰延税金負債	851
支 払 承 諾 見 返	11,189	支 払 承 諾	11,189
貸 倒 引 当 金	△ 30,397	負 債 の 部 合 計	1,854,129
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	34,167
		資 本 剩 余 金	29,772
		利 益 剩 余 金	4,637
		自 己 株 式	△ 2,699
		株主資本合計	65,878
		その他有価証券評価差額金	233
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 483
		土 地 再 評 価 差 額 金	284
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	34
		新 株 予 約 権	13
		少 数 株 主 持 分	510
		純 資 産 の 部 合 計	66,437
資 産 の 部 合 計	1,920,567	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,920,567

中間連結損益計算書
(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	23,013
資金運用収益	16,196
(うち貸出金利息)	(13,094)
(うち有価証券利息配当金)	(3,016)
役員取引等収益	3,044
その他業務収益	3,553
その他経常収益	220
経常費用	21,090
資金調達費用	1,719
(うち預金利息)	(1,338)
役員取引等費用	1,696
その他業務費用	3,544
営業経費	12,657
その他経常費用	1,473
経常利益	1,923
特別利益	567
特別損失	247
税金等調整前中間純利益	2,243
法人税、住民税及び事業税	147
法人税等調整額	504
法人税等合計	652
少数株主損益調整前中間純利益	1,591
少数株主利益	103
中間純利益	1,488

中間連結株主資本等変動計算書
(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	34,167
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	34,167
資本剰余金	
前期末残高	29,773
当中間期変動額	
自己株式の処分	△0
当中間期変動額合計	△0
当中間期末残高	29,772
利益剰余金	
前期末残高	3,745
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 592
中間純利益	1,488
土地再評価差額金の取崩	△ 3
当中間期変動額合計	892
当中間期末残高	4,637
自己株式	
前期末残高	△ 2,695
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	1
当中間期変動額合計	△ 4
当中間期末残高	△ 2,699
株主資本合計	
前期末残高	64,991
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 592
中間純利益	1,488
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	△ 3
当中間期変動額合計	887
当中間期末残高	65,878
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,020
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 787
当中間期変動額合計	△ 787
当中間期末残高	233
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 205
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 277
当中間期変動額合計	△ 277
当中間期末残高	△ 483
土地再評価差額金	
前期末残高	280
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	3
当中間期変動額合計	3
当中間期末残高	284
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,095
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 1,064
当中間期変動額合計	△ 1,061
当中間期末残高	34

(単位：百万円)

科 目	金 額
新株予約権	
前期末残高	—
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13
当中間期変動額合計	13
当中間期末残高	13
少数株主持分	
前期末残高	8,075
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 7,564
当中間期変動額合計	△ 7,564
当中間期末残高	510
純資産合計	
前期末残高	74,162
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 592
中間純利益	1,488
自己株式の取得	△ 5
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 8,616
当中間期変動額合計	△ 7,725
当中間期末残高	66,437

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,015百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は6百万円減少、税金等調整前中間純利益は232百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は340百万円であります。

(企業結合に関する会計基準)

当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,921百万円、延滞債権額は45,817百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 316百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,340百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 54,395百万円であります。
 なお、1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,315百万円であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,700百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 32,929 百万円
 現金 32 百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 6,121 百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 52,398百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は 475百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、215,044百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 212,744百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 15,370 百万円
11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000百万円あります。
12. 社債は、劣後特約付社債 25,000百万円あります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 3,765百万円あります。
14. 1株当たりの純資産額 321円 84銭
15. 銀行法施行規則第19条の3第2項(ロ)(6)に規定する連結自己資本比率 12.40%
 (中間連結損益計算書関係)
 1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 3百万円、貸倒引当金繰入額 839百万円及び株式等償却 399百万円を含んでおります。
 2. 1株当たり中間純利益金額 10 円 43 銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 6 円 02 銭

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	-	-	150,895	
A種優先株式	40,000	-	-	40,000	
合計	190,895	-	-	190,895	
自己株式					
普通株式	8,210	29	3	8,235	(注)
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	8,210	29	3	8,235	

(注) 普通株式の自己株式の増加 29千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少 3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約 権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末		
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権			-		13		
合計				-		13		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 6月24日 定時株主総会	普通株式	428百万円	3.000円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年 6月24日 定時株主総会	A種優先株式	164百万円	4.109円	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位 百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	33,521	33,521	-
(2) コールローン及び買入手形	114,833	114,833	-
(3) 買入金銭債権(※1)	7,158	7,158	-
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	190	190	-
(5) 金銭の信託	20,048	20,048	-
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,764	5,807	43
その他有価証券	400,894	400,894	-
(7) 貸出金	1,239,986		
貸倒引当金(※1)	△ 30,129		
	1,209,857	1,241,931	32,073
資産計	1,792,268	1,824,385	32,116
(1) 預金	1,754,201	1,757,590	3,389
(2) 社債	25,000	25,016	16
負債計	1,779,201	1,782,606	3,405
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	129	129	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,302)	(1,302)	-
デリバティブ取引計	(1,173)	(1,173)	-

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(※3) 中間連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等(売掛債権等一括支払信託受益権)の時価については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格(公社債店頭売買参考統計値)又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会公表価格(公社債店頭売買参考統計値)又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債(目行保証付を含む)については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計(原則として金利満期日まで)を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額した場合に比べ、「有価証券」は2,165百万円増加、「繰延税金資産」は114百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,050百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計(原則として金利満期日まで)を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローは担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定される帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計(原則として金利満期日まで)を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。なお、固定金利から変動金利に移行する(ステップアップ)までの残存期間が短期間(1年以内)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)(※2)	2,544
②組合出資金(※3)	709
合計	3,253

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

重要な後発事象

(劣後特約付社債の発行)

当行は、平成22年11月9日に劣後特約付社債5,000百万円を発行しております。劣後特約付社債の概要は下記のとおりであります。

- (1) 社債の種類
第3回劣後特約付社債
- (2) 発行価額
額面 100円につき 100円
- (3) 発行総額
5,000百万円
- (4) 利率
平成22年11月10日から平成27年11月9日まで 年1.83%
平成27年11月10日以降 6ヶ月ユーロ円Libor+2.78%
- (5) 償還方法
期日一括返済
- (6) 償還期限
平成32年11月9日。ただし、平成27年11月29日以降に到来する利払期日に、金融庁の承認を得たうえで期限前償還することができる。
- (7) 担保の内容
該当ありません。
- (8) 資金の使途
貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。

(劣後特約付社債の繰上償還)

当行は、平成22年11月12日開催の取締役会において、金利ステップアップ期限が到来する劣後特約付社債 15,000百万円を期限前繰上償還することを決議いたしました。

- (1) 償還する社債の種類・銘柄・償還額
第1回劣後特約付社債(平成17年12月22日発行)
総額 15,000百万円
額面 100円につき 100円
- (2) 償還の方法・時期、償還資金
期限前繰上償還(平成22年12月22日)
自己資金による
劣後特約付社債の繰上償還による連結財務諸表への影響は、軽微であります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	2,645	2,690	45
	小計	2,645	2,690	45
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,999	1,998	△ 1
	社債	1,120	1,118	△ 1
	小計	3,119	3,117	△ 2
合計		5,764	5,807	43

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	2,787	2,416	370
	債券	222,591	218,292	4,298
	国債	113,686	112,430	1,255
	地方債	60,010	57,957	2,053
	社債	48,894	47,904	989
	その他	13,412	13,032	379
	小計	238,790	233,741	5,049
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	5,877	7,735	△ 1,858
	債券	145,454	145,466	△ 12
	国債	144,977	144,989	△ 12
	地方債	—	—	—
	社債	477	477	△ 0
	その他	15,911	18,733	△ 2,822
小計	167,243	171,936	△ 4,693	
合計		406,034	405,677	356

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、397百万円(うち株式 397百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。